

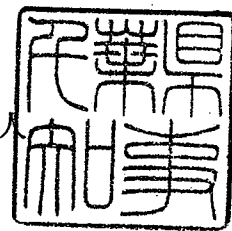
県営土地改良事業変更計画の概要につき匝瑳市長及び横芝光町長 と協議する旨の公告

このたび、匝瑳市及び山武郡横芝光町の一部を受益地域とする県営両総南条支線地区土地改良事業（農業用排水施設）計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、事業変更計画の概要につき匝瑳市長及び横芝光町長と協議する旨公告します。

なお、下記1～3のとおり事業変更計画の概要を縦覧するので、これに意見がある者は、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定により、下記4のとおり縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

令和6年6月11日

千葉県知事 熊谷 俊



記

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営両総南条支線地区土地改良事業（農業用排水施設）変更計画の概要
- 2 縦覧期間
令和6年6月12日から7月9日まで
- 3 縦覧場所
匝瑳市農林水産課
山武郡横芝光町産業課
- 4 意見書の提出方法
 - (1) 意見書 住所及び氏名を記載した書面
 - (2) 提出先 千葉県山武農業事務所
所在地 東金市東新宿1-11